

島原市報道資料

令和元年12月23日

報道関係者 各位

安中地区まちづくり協議会設立に向けた準備会の立ち上げについて

近年、人口減少、少子・高齢化、生活スタイルや価値観の変化など、社会の状況が大きく変わってきており、それに伴い、地域の困りごとも多様化・複雑化しております。

島原市も例外ではなく、そういう変化により町内会・自治会の機能の維持が難しくなってきている、地域の連帯感が持ちにくくなっているという状況が少しずつ出てきており、今後さらに深刻になることが考えられます。

そういう近い将来の問題を見据えて、今のうちから地域の新しい連携体制を作つてみようという動きが「新しい地域コミュニティづくり」であり、本市では安中地区がモデル地区となって、これまで安中地区町内会連絡協議会のリーダーシップのもと、主体的に取り組まれてきております。市とともに、地区の会合の場での説明や協議等を行つてゐるところです。

去る、令和元年11月17日に、まちづくり協議会の設立に向けて、地区的関係団体等で構成される準備会を立ち上げたところであります、今後、準備会の中で、新しい地域コミュニティの指針となるまちづくり計画や具体的な取組内容等の策定が進められる予定となっております。

島原市の新たな集落対策への取り組みを広く周知するため、お知らせいたします。

記

1、組織の名称及び目的等：別紙「安中地区まちづくり協議会設立準備会規約」のとおり

2、役員：会長（安中地区町内会連絡協議会 会長 阿南達也）

副会長（安中夏祭り実行委員会実行委員長 北尾新）

（安中夏祭り実行委員会事務局長 園田揚祐）

（安中地区青少年健全育成協議会会長 大場安廣）

（安中婦人会会长 川本まなみ）

（かっぽう着クラブ代表 小鉢博子）

3、構成団体：安中地区町内会連絡協議会 かっぽう着クラブ

安中夏祭り実行委員会 島原市立第五小学校育友会

安中地区青少年健全育成協議会 島原市立第三中学校育友会

安中婦人会 安中長寿会連合会

安中地区民生・児童委員協議会 安中地区消防団

安中地区農業後継者連絡協議会 コロばんず

Ji～yo 字よ （構成団体は今後追加される可能性あり）

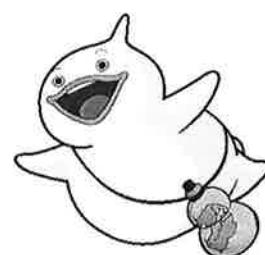
有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市 政策企画課 政策振興班 本村

電話：0957-62-8012

E-mail : seisaku@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

安中地区まちづくり協議会設立準備会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会の名称は、安中地区まちづくり協議会設立準備会（以下「準備会」という）とし、事務局を安中公民館に置く。

(目的)

第2条 準備会は、安中地区の様々な地域課題や地域のニーズに的確に対応するため、安中地区町内会と地区内で活動している団体等が連携し、これから20年先40年先も活気ある安中地区にするために、何に取り組むべきか、何を守るべきか、どうすれば「安全安心のまち安中」が残るのかを地区住民で協議し実現するため、行政と協働して安中地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）を設立することを目的とする。

(活動)

第3条 準備会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 協議会の組織構成の検討に関する事業
- (2) 協議会の規約の検討に関する事業
- (3) 協議会設立までのスケジュールの検討に関する事業
- (4) 協議会の設立について地域住民への周知に関する事業
- (5) 安中地区まちづくり計画（仮称）の策定に関する事業
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 準備会は、安中地区の住民及び第2条に掲げる目的に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第5条 準備会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

(役員の任務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、準備会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する

(任期)

第7条 役員の任期は、協議会が設立されるまでとする。

(会議の招集)

第8条 会議は、会長が必要とするときに開催する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるものほか、準備会の運営に必要な事項に関しては、別に協議する。

(附則)

- (1) この規約は、2019年11月17日より実施する。
- (2) この規約は、協議会設立後、協議会規約へ移行し、失効するものとする
- (3) 準備会の設立日は2019年11月17日とする

安中地区まちづくり協議会設立準備会の状況

